

6

様式 13 - 1



# 請 願 書

(請願名)

福島原発事故避難者への「住宅無償提供の再開」を求める意見書提出方請願

紹介議員

米沢市議会議員

小久保 広信

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

請願者住所

〒992-0117

米沢市大字川井 971-12

氏 名 住宅支援の延長を求める会

代表 井上 肇

電 話

090 (3122) 5530



平成 29 年 11 月 27 日

米沢市議会議長

島軒 純一 様

(請願の要旨)

福島原発事故から7年近くを迎えようとしています。今なお、多数の被災県住民が県境を越えた避難を余儀なくされております。ここ米沢市では、平成29年11月9日現在、471人(山形県2,833人)が避難生活を続けております。

現在のところ、平成23年3月11日、内閣総理大臣によって発令された「原子力緊急事態宣言」は解除されておらず、事故の収束の見通しも立っておりません。また、空間線量は低くなったとは言え、土壌汚染、森林汚染の除去までは手が回らず、放射能による健康不安から、帰還を希望する避難者が避難元に安心して帰ることができるまでには、まだ時間がかかるものと思われまます。

山形県が今年7月～8月に実施した「避難者アンケート調査」によると、68.2%が「生活資金」で悩み、次いで「自分や家族の健康」、「住まい」と続きます。特に3月いっぱい住宅支援が打ち切られてから8ヶ月経ち、経済的困窮度が高まってきており、さらに避難生活が長期化するにつれ、問題が複雑化、多様化してきております。同アンケート調査では、8割弱の避難者が、経済的にも、子どもの教育環境からも、山形県内に留まりたい希望を表明しております。

本市議会において、昨年6月「住宅支援延長」を求める請願が満場一致で採択されたのを皮切りに、置賜地方全町、天童市を除く山形県全市で同趣旨の請願が採択されました。これが、全国に広まり、全国で80議会が「住宅支援延長」請願を採択しました。また、本年11月14日にジュネーブで行われた国連人権委員会の対日審査で、福島の避難者に対する帰還政策が人権侵害であり、是正すべきであるとする勧告がドイツ、オーストリア、ポルトガル、メキシコの4カ国から出されました。避難者の帰還問題は、今や国際人権問題となっております。この勧告に大きな影響を与えたのが、多くの「住宅支援延長」を求める国への意見書の提出であったと言われております。

平成24年6月21日に制定された「原発事故子ども・被災者支援法」でも、被災者一人一人が、居住継続、避難、および帰還の選択を自らの意思で行うことができると定めてあります。

こうしたことを踏まえ、東日本大震災区域外避難者への、一旦打ち切られた「住宅無償提供の再開」を内閣総理大臣、並びに関係機関に求めることを要請します。

以上の趣旨により、米沢市議会において国の関係機関、および福島県に対して上記の項目について意見書を送付されますよう、地方自治法第124条の規定により請願致します。